

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 金 融 庁 ）

制 度 名	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化				
税 目	法人税（租税特別措置法第 57 条の 10）				
要 望 の 内 容	<p>協同組織金融機関の貸倒引当金に係る租税特別措置法第 57 条の 10 に規定されている特例措置（割増特例 116/100）を恒久化する。</p> <table border="1" data-bbox="874 853 1489 943"> <tr> <td data-bbox="874 853 1222 943">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 853 1489 943">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。</p> <p>そのため、協同組織金融機関の自己資本の充実を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>協同組織金融機関の主要取引先である中小企業には下請企業が多く、親会社の倒産による連鎖倒産に陥りやすい特徴にあり、倒産の予測可能性の見極めは困難である。そのため、協同組織金融機関の貸倒引当金の設定は、銀行に比べ困難で、かつ、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。</p> <p>さらに、協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行と違い、課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ない。</p> <p>これらのことから、地域金融システムの安定化の観点からも、協同組織金融機関の自己資本の充実につながる本措置は重要性の高いものである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２－（２） 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進
		政策の達成目標	協同組織金融機関には課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ないことから、当該措置により、自己資本比率を高め、地域金融システムの安定化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
		政策目標の達成状況	協同組織金融機関の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与しており、地域の中小企業等への資金供給に貢献している。なお、具体的な目標達成金額等はない。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	本措置の適用事業者数は、445 協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む）が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	協同組織金融機関の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与し、ひいては地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化を導くものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員（組合員）に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。</p> <p>政府では、租税特別措置をゼロベースから見直すこととしており、見直しの「ふるい」である平成 21 年 12 月 22 日付の「租税特別措置の見直しに関する基本方針」において、「実質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する」とされている。</p> <p>本措置は昭和 41 年に設置されて以来 21 回にわたって延長され 45 年存続してきたが、協同組織金融機関が、引き続きその機能を発揮し、地域に対する円滑な融資を行うためには、自己資本の充実が不可欠であり、また、今後も地域金融システムの安定化を図る上でも、本措置は必要であることから、恒久化を要望することとした。</p>																			
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="549 972 1476 1162"> <thead> <tr> <th></th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>461</td> <td>457</td> <td>447</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>439</td> <td>437</td> <td>429</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>95.2%</td> <td>95.6%</td> <td>96.0%</td> </tr> <tr> <td>減収額（百万円）</td> <td>9,872</td> <td>9,588</td> <td>9,652</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）減収額の単位は百万円</p>		19 年度	20 年度	21 年度	対象法人数	461	457	447	適用法人数	439	437	429	適用割合	95.2%	95.6%	96.0%	減収額（百万円）	9,872	9,588	9,652
		19 年度	20 年度	21 年度																		
	対象法人数	461	457	447																		
	適用法人数	439	437	429																		
適用割合	95.2%	95.6%	96.0%																			
減収額（百万円）	9,872	9,588	9,652																			
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>協同組織金融機関の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与し、ひいては地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれる。</p>																					
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>協同組織金融機関の自己資本比率を高め、地域金融システムの安定化を図る。</p>																					
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地域金融システムの安定化に寄与しており、目標は達成されている。</p>																					
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本措置は昭和 41 年に設置されて以来 21 回にわたって延長され 45 年存続してきた。なお、直近では平成 21 年度税制改正要望で 2 年間の延長（平成 23 年 3 月 31 日まで）が認められたところ。</p>																					